平成27年度

工 事 監 査 報 告 書

君 津 市 監 査 委 員

２７君監第１５５号
平成２８年２月２２日

君津市長　　鈴 木 洋 邦 様

君津市監査委員　　鴇　田　源　一

君津市監査委員　　髙　橋　喜　和

君津市監査委員　　三　浦　　章

工事監査の結果について

地方自治法第１９９条第５項の規定に基づき、工事監査を実施したので、

その結果を同条第９項の規定により、次のとおり提出します。

工事監査報告書（建築工事）

第１　監査の概要

１　監査の対象

（1）工　事　名　（仮称）上総保育園新築工事

（2）対象工事等　本体工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空気調和設備工事、工事監理業務

（3）対象所属課　保健福祉部子育て支援課、建設部建築課、総務部管財課

（4）対象請負業者　株式会社新昭和、株式会社ベイ・エレックス、株式会社協同建設、有限会社 三冷設備、株式会社刈込設計

２　監査実施日

平成２７年１２月２２日（火）

３　監査の場所

君津市役所６階６０１会議室、
松丘コミュニティセンター大会議室及び工事施工現場

４　監査の主眼及び方法

工事監査は、工事の計画、設計、積算、施工等が適正に行われているかを主眼として、技術的な視点から監査を実施した。

また、この監査は高度の専門的知識を必要とするため、特定非営利活動法人建設技術監査センターに技術士の派遣を依頼し、その協力のもと関係職員から説明を受け、設計図書及び現場の施工状況等の具体的事項について監査した。

第２　工事の概要

１　工事概要

（1）場　　所　君津市広岡９５５－１　外

（2）施設内容　ア．敷地面積　5,883 ㎡
イ．園舎　鉄骨造　ｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑ鋼板葺 平屋建て 延べ面積 779.33 ㎡
ウ．車庫　鉄骨造　ｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑ鋼板葺 平屋建て 延べ面積 48.75 ㎡

２　契約内容等

区　分	新築本体工事	電気設備工事	給排水衛生設備工事	空気調和設備工事	工事監理業務
契約方法	一般競争入札	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札	随意契約
契約金額	156,600,000 円	47,196,000 円	46,170,000 円	19,386,000 円	9,720,000 円
契約年月日	H27.6.23	H27.6.25	H27.6.25	H27.6.25	H27.6.25
工　期	H27.6.24～H28.3.18	H27.6.26～H28.3.18	H27.6.26～H28.3.18	H27.6.26～H28.3.18	H27.6.26～H28.3.25
請負業者名	㈱新昭和	㈱ﾍﾞｲ･ｴﾚｯｸｽ	㈱協同建設	㈲三冷設備	㈱刈込設計

３　工事の内容

（１）新築本体工事

ア．　園舎　鉄骨造　ｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑ鋼板葺 平屋建て 延べ面積 779.33 ㎡
保育室、遊戯室、調理室、事務室等

イ．　車庫　鉄骨造　ｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑ鋼板葺 平屋建て 延べ面積 48.75 ㎡

（２）電気設備工事

電灯設備、動力設備、受電設備、太陽光発電設備、構内情報通信網設備、構内交換機設備、音響設備、放送設備、インターホン設備、トイレ等呼出設備、屋外時計設備、テレビ共同受信設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、構内配電線路、構内通信線路

（３）給排水衛生設備工事

ア．　園舎　衛生器具設備（衛生器具新設）、給水設備（給水配管、受水槽新設）、排水設備（排水配管、U字溝、枡新設）、給湯設備（ガス給湯器、電気温水器、給湯配管新設）、消火設備（消火器新設）、厨房設備（厨房機器新設）、ガス設備（プロパンガス配管新設）、排水処理設備（合併処理浄化槽新設）

イ．　車庫　給水設備（給水配管新設）、排水設備（排水配管、枡新設）

（４）空気調和設備工事

空気調和設備（電気式ヒートポンプマルチパッケージエアコン、冷媒配管新設）、換気設備（天井扇、ストレートシロッコファン、シーリングファン、ダクト新設）、床暖房設備（暖房専用熱源機、床暖房温水マット新設）

（５）工事監理業務　関連工事の工事監理

第３　監査の結果

本対象工事の（仮称）上総保育園新築工事について、書類審査及び工事施工現場の確認を実施したところ、確実性、経済性、有効性及び効率性について全体として良好であると認められた。

特に、技術士からは技術的な改善事項はなく、省エネルギーへの取組等、下記事項の３点について推奨事項として評価された。他の工事においても同様に施工されたい。

併せて、技術士から提言事項もあったので、今後実施する工事において、十分配慮願いたい。

１　推奨事項

（１）豊かな自然と相俟って安全で、明るい保育環境を創出していることを評価する。

（２）君津市として、今後、保有施設全体のファシリティーマネジメントへの取り組みを指向していることを評価する。

（３）建築計画における省エネルギーへの取り組みを評価する。

２　提言事項

（１）総合評価方式の取組

国及び千葉県は、社会資本を整備・維持する観点から、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成26年6月最終改正）において、価格以外の多様な要素も含めて総合的評価に基づく契約が行われるよう推奨している。

今後、積極的に取り組みが行われることを望むものである。

（２）建設廃棄物の処分について

公共事業における建設廃棄物の処分については、社会的影響が大きいことから施工者だけでなく、市の担当課も確認体制をとる必要がある。

建設廃棄物の処分についても運搬車両の許可の確認、処分地までの経路及び処分場所の確認なども含め、徹底した管理を行うよう望むものである。